2　電気通信事業法第二十六条第一項第一号又は第二号に掲げる電気通信役務の契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者のうち、当該媒介等の業務について他の媒介等業務受託者に再委託を行っている者は、毎報告年度経過後二月以内に、当該媒介等業務受託者の名称等を総務大臣に報告しなければならない。	［新設］
3　前二項の報告は、総務大臣の指定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うものとする。ただし、災害その他のやむを得ない事情があるため、当該方法によることが困難であると総務大臣が認めるときは、これに代えて、様式第二十三の十六により、書面等によることができる。	［新設］
様式第23の16（第４条の11関係）	**様式第23の16**（第４条の11関係）
［第１表　略］	［第１表　同左］
第２表	第２表
［様式略］	［様式同左］
［削る］	注１　再委託を行っていない場合には、「再委託に係る電気通信役務」の欄に「×」を記入すること。
注１　［略］	２　［同左］
２～10　［略］	３～11　［同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に電気通信事業法第七十三条の二第一項の届出（以下単に「届出」という。）をしている者については、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則第三十九条第三項第四号に掲げる事項に変更があったものとみなして、電気通信事業法第七十三条の二第二項の規定を適用する。ただし、この省令による改正前の電気通信事業法施行規則様式第三十三により電話番号及び電子メールアドレスを記載して届出をした者については、この限りでない。

○法務省令第六号

人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）第十六条第一項及び第二十条の規定に基づき、人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月十五日

法務大臣　上川　陽子

人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程の一部を改正する省令

人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程（昭和二十四年法務府令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規則	人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程
別表第一（第一条関係）	**別表第一**（第一条関係）

名称	位置	組織の区域
［略］		

名称	位置	組織の区域
［同上］		